

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：令和8年 7月23日（木）

評価者：建設緑政局民間活用事業者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	川崎市多摩川緑地バーベキュー広場
施設所在地	川崎市高津区瀬田地内
指定期間	令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日
業務の概要	- 施設の管理運営に関する業務全般 - 施設利用に伴うサービス提供業務 - 施設の維持管理に関する業務
指定管理者	名称：多摩川緑地バーベキュー広場共同事業体 代表者：太平洋総業サービス株式会社 代表取締役 飯島 一浩 住所：川崎市川崎区藤崎3丁目7番6号 構成員：株式会社サンワックス 代表取締役 野原 治人 住所：埼玉県熊谷市問屋町2丁目5番13号
所管課	建設緑政局緑政部みどり・多摩川事業推進課（内線：40921）

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。	【第1期指定管理期間 利用者数】 平成24年度 150,353人 平成25年度 172,105人 平成26年度 158,836人 平成27年度 153,791人 平成28年度 150,899人 【第2期指定管理期間 利用者数】 平成29年度 133,879人 平成30年度 127,685人 令和元年度 102,357人（令和元年東日本台風により約半年間休場） 令和2年度 18,756人（新型コロナウイルスの影響により約3カ月休場） 令和3年度 3,944人（新型コロナウイルスの影響により約半年間休業） 【第3期指定管理期間 利用者数】 令和4年度 41,938人 令和5年度 37,533人 令和6年度 34,544人（大雨の冠水により約2週間休場） 令和7年度 31,609人 第3期指定管理期間においては、大きな事件・事故もなく継続的に安定した施設運営を実施できた。新型コロナウイルス対策を目的として令和2年度に導入した事前予約制について、5類感染症移行後も継続実施することで、利用客マナーの改善や駅前混雑の緩和等が図られた。また、閑散期（12月～2月）平日の広場の一般開放や、多摩川カレグラランブリなどの近隣イベントへの支援・協力、フリーマーケット・ワークショップイベントの実施、市内農家からの剪定枝買取等の取組や使用済みロウソ

		クを使用した着火剤の使用などの地元貢献を行った。 サービス向上に向けて、利用者アンケートや近隣住民アンケートを実施し、団体利用者に向けた企業団体プランを新たに設定したほか、熱中症対策としてナイトプランを新たに行った。 近年は台風等の大規模災害や新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、利用者数は減少傾向にあるが、利用マナーやルールなどが浸透し、マナーの悪い利用者が減少したことで、近隣住民等からの苦情も大きく減少した。
2	当初の事業目的を達成することができたか。	台風など天候や新型コロナウイルス感染症以降の社会情勢の変化等の影響により、収支計画は下回ったが、日中夜間を含めた警備の実施や受付時の利用者に対するルール・マナー説明、利用時のゴミの分別指導の徹底など、未然に事件・事故を防ぐ取組を徹底した。これらの取組によって、ごみや騒音などのバーベキュー利用に起因する迷惑行為の低減を図るとともに、利用料金及び提案事業収入によって施設の維持管理・運営費用を全額まかない、市費負担を大幅に軽減（指定管理料なし）したことで、迷惑行為低減という施設設置目的を十分に達成できた。
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	非常に多くの利用が見込まれる繁忙期において、駅前・周辺地域に誘導員を配置し、バーベキュー広場利用者へ声掛けを実施することで周辺地域の滞留・迷惑行為を防止した。また、当広場は河川敷施設であるため、増水リスクが大きいことから、日頃から河川の水位をスタッフ・警備員が確認し、周辺地域に限らず上流域の気象情報も適宜確認しており、河川の異変に気付いた際には利用者に避難指示を迅速に実施するなど、緊急時の対応を徹底することで安全・安心の面で問題はなかった。
4	更なるサービス向上のために、こういった課題や改善策があるか。	利用者アンケート等で迷惑行為の低減など一定の評価を得ており、成果が出ている一方で、新型コロナウイルス感染症以降の社会情勢の変化等によって、年間を通じて利用者数及び利用料金収入が減少傾向となっており、イベントの実施や地域活動への貢献が少なくなっているため、新たな利用者サービスの提供や業務の精査など更なる創意工夫が必要となっている。また、近隣住民へのアンケート調査の回収率の向上に向けて検討が必要である。なお、夜間の迷惑行為については、現状も一定数報告があることから、継続した夜間警備が必要である。

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	月ごとの定例報告をはじめとした四半期及び年度ごとの事業報告のほか、所管課による不定期な現地実査によって指定管理実施状況のモニタリングを実施した。指定管理者との連絡・情報共有を密に行い、懸案事項の事前相談等、その他施設管理運営における疑義事項の調整等を適宜実施した。
2	制度活用による効果はあったか。	（サービスの向上） 2－1に記載のとおり、利用者数は減少傾向であるが、事業者の経験・ノウハウを活かした楽ちんプランや企業・団体プランなどの利用者サービスの提供や、フリーマーケット等の地域賑わい創出イベントの実施等、施設の利便性向上を図った。更に、駅周辺及び河川敷の清掃活動の実施のほか、資器材の無償提供など地域イベントを支援するなど地域還元活動を実施した。また、日中夜間を含めた警備の実施や受付時の利用者に対するルール・マナー説明、利用時のゴミの分別指導の徹底など、利用マナーの周知浸透し、夜間の迷惑行為についても減少している。 【18時以降多摩川河川敷での声掛け人数】

		令和3年度：3,129 人 令和4年度：3,608 人 令和5年度：2,819 人 令和6年度：2,460 人 令和7年度：2,257 人 （経費の節減） 導入前は、予算ベースで管理運営費として 65,080 千円（平成 23 年度）が市の負担となっていたが、利用料金及び提案事業収入によって施設の維持管理・運営・警備における費用を全額まかなうことで、指定管理料なしで運営できている。 <table><tr><th>時期</th><th>収入</th><th>支出</th><th>収支</th></tr><tr><td>第1期(平均)</td><td>132,991,140</td><td>115,857,524</td><td>17,133,616</td></tr><tr><td>第2期(平均)</td><td>95,512,983</td><td>89,696,547</td><td>5,816,436</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>101,813,200</td><td>120,381,605</td><td>▲18,568,405</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>93,589,400</td><td>91,468,218</td><td>2,121,182</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>85,282,100</td><td>87,946,733</td><td>▲2,664,633</td></tr><tr><td>令和7年度</td><td>81,314,600</td><td>83,364,765</td><td>▲2,050,165</td></tr></table>	時期	収入	支出	収支	第1期(平均)	132,991,140	115,857,524	17,133,616	第2期(平均)	95,512,983	89,696,547	5,816,436	令和4年度	101,813,200	120,381,605	▲18,568,405	令和5年度	93,589,400	91,468,218	2,121,182	令和6年度	85,282,100	87,946,733	▲2,664,633	令和7年度	81,314,600	83,364,765	▲2,050,165
時期	収入	支出	収支																											
第1期(平均)	132,991,140	115,857,524	17,133,616																											
第2期(平均)	95,512,983	89,696,547	5,816,436																											
令和4年度	101,813,200	120,381,605	▲18,568,405																											
令和5年度	93,589,400	91,468,218	2,121,182																											
令和6年度	85,282,100	87,946,733	▲2,664,633																											
令和7年度	81,314,600	83,364,765	▲2,050,165																											
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	これまでは、利用料金収入及び提案事業収入で安定的に運営することができていたが、近年は、利用者数の減少や物価高の影響によって収支が安定していないことから、閑散期の警備等の一部見直しを行うなど業務の精査を行う必要がある。																												
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	指定管理者の運営により適正な維持管理水準を保ち、迷惑行為防止や市費負担の軽減、利用者サービスの向上など効果的な取組を行っており、今後についても、利用者数の推移や市民ニーズの変化等を踏まえ、効率的かつ効果的な事業目的を達成するためには、引き続き、指定管理者制度の活用が適当であると考えます。																												

4. 今後の事業運営方針について

指定管理者のノウハウを活かした管理運営により、利用料金収入による運営や迷惑行為の低減が図れていることから、引き続き指定管理者による管理運営を行うことが望ましい。

今後については、閑散期の警備等の一部見直しを行うなど業務の精査を行ったうえで、利用者数に合わせた効率的・効果的な運営を実施するとともに、民間事業者の経験やノウハウを活かした施設利用サービスの提供や、賑わい創出イベント、新たな利用者サービスの提供など、安定的な運営につなげるために、更なる創意工夫が必要である。

引き続き、近隣住民等へのアンケート調査等の実施や、地域イベント等の連携などの地域貢献、周辺地域の賑わいづくりなどを行いながら、幅広い世代に愛される施設となるよう取組を実施していく。